

「エコ農業とちぎ」実践宣言・応援宣言制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、「エコ農業とちぎ」の実践宣言・応援宣言制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者

実践宣言は、県内で農業に取り組む全ての農業者及び農業者組織等（以下、「農業者等」という。）を対象とする。

また、応援宣言は、県内外を問わず広く消費者個人、消費者団体、学校教育関係者、流通業者、販売業者、飲食業者、食品加工業者及びその他の企業・団体等（以下、「消費者等」という。）から広く受け付けるものとする。

第3 実践宣言及び応援宣言の内容

（1）実践宣言の場合

農業者等が実践宣言する場合、「エコ農業とちぎカタログ」に記載されている「今日の農業に求められている4つの課題（①～④）」の解決に向け、自ら取り組む“個別活動”（別表1）を選択し宣言する。

①～③の各課題については、それぞれの課題から「エコ農業とちぎカタログ」に掲載された個別活動を1つ以上選択する。

- | |
|--------------|
| ①地球温暖化防止 |
| ②生物多様性の維持・向上 |
| ③環境負荷の低減 |

④の「安全・安心・信頼性の確保（“栃木県GAP規範に基づく適正な農業実践”と“放射性物質対策の徹底”）」については必須とする。

なお、「エコ農業とちぎカタログ」に掲載されていない取組でも、事前にエコ農業とちぎ推進事務局（以下、「事務局」という。）に問い合わせの上、①～③の課題の解決に役立つ取組であることが確認された場合は宣言の対象とする。

（2）応援宣言の場合

消費者等が応援宣言する場合は、「エコ農業とちぎ」の考え方に賛同した上で、別表2に記載されている応援内容から選択する。なお、別表2に記載されていない内容でも、応援できる内容があれば、実践宣言者を自由な発想のもと応援することができる。

第4 実践宣言及び応援宣言の方法

実践宣言及び応援宣言をしようとする者は、所定の書類（別記様式1及び2）に必要事項を記入の上、以下のとおり提出する。

実践宣言は、所定の書類を住所もしくは主たる事務所の所在地を管轄する農業振興事務所を經由し、知事に提出する。

応援宣言は、所定の書類を知事に郵送等で提出する。

また、両宣言とも県ホームページのエコ農業とちぎ宣言に関するページの「簡易申請・届出サービス」（電子申請）を利用して申し込むことができる。なお、その際は、別記様式1もしくは2の提出は不要とする。

第5 実践宣言書・応援宣言書の発行

知事は、農業者等及び消費者等から第3に基づく内容により各宣言に係る書類の提出があった場合、内容を確認の上、実践宣言者に対して「実践宣言書」（別紙1）を発行し、応援宣言者に対して「応援宣言書」（別紙2）を発行する。

第6 宣言者の取組

宣言者は、自ら宣言した活動を行うことに努めるものとし、その行動をノートや写真等で記録に残すことに努める。

また、「エコ農業とちぎ」の考えや取組を広げるため、宣言者は、「エコ農業とちぎ」の積極的なPRに努める。

(1) 宣言内容等の表示

ア 宣言書を複写して使用することを可能とする。

イ 宣言者は、エコ農業とちぎ実践宣言者、応援宣言者であることを、宣伝用資材、名刺、封筒等の印刷物、ウェブサイト、車両、建造物、看板、のぼり旗等（以下、「印刷物等」という。）に表示できる。

ウ 農産物や加工品等の認証と誤解される恐れがあるため、農産物や農産物が収納された容器、包装資材に「エコ農業とちぎ」の文言を表示することはできない。

(2) エコ農業とちぎ推進キャラクターデザインの取扱

両宣言書に使用しているカエルデザイン付きの「とちまるくん」（以下、「デザイン」という。）を印刷物等に表示する場合は、別途定める使用取扱要領に従わなければならない。

第7 情報の公開

実践宣言者、応援宣言者の氏名、市町名、宣言内容、作物名を県ホームページに公開する。

ただし、氏名について非公開を希望する場合は公開しない。

なお、住所、電話番号、メールアドレス等個人情報は一切公開しない。

第8 宣言の期間

宣言については、本制度が続く期間有効とする。

第9 実践宣言者による宣言の追加、変更

実践宣言者が宣言内容を追加、変更する場合は、所定の書類（別記様式1）に必要事項を記入の上、第4の定めのとおり知事に提出する。

知事は、宣言の追加があった場合、記載内容を変更し宣言書を発行する。

なお、紛失した場合は、再発行しない。

第10 実践宣言の取消し

(1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、実践宣言を取り消すことができる。

ア 実践宣言者から宣言の取り消しの申し込みがあったとき

イ 実践宣言した個別活動の取組がまったく実践されておらず、実践される見込みもないと認められたとき

ウ その他、当該実施要領に定めた事項に従わないとき

(2) 宣言を取り消された場合、実践宣言者は、原則として発行された実践宣言書を速やかに返却しなければならない。また、印刷物等に「エコ農業とちぎ」の文字やデザインを表示していた場合は、その全てを削除しなければならない。

第11 実践宣言者に対する取組状況等調査

実践宣言者については、抽出により事務局が取組状況等調査を行うことができるものとする。その際、宣言者は当該調査に協力するものとする。

第12 事務取扱

事務局は、栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当に置くこととし、宣言に関する事務取扱は、事務局が行うものとする。

第13 補則

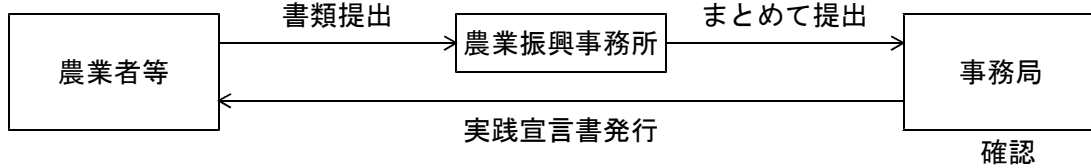
この要領に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

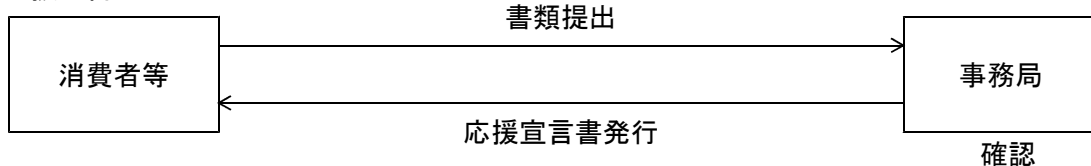
この要領は、平成26年4月22日から施行する。

【第4、第5関係】 両宣言の申込及び両宣言書の発行のながれ

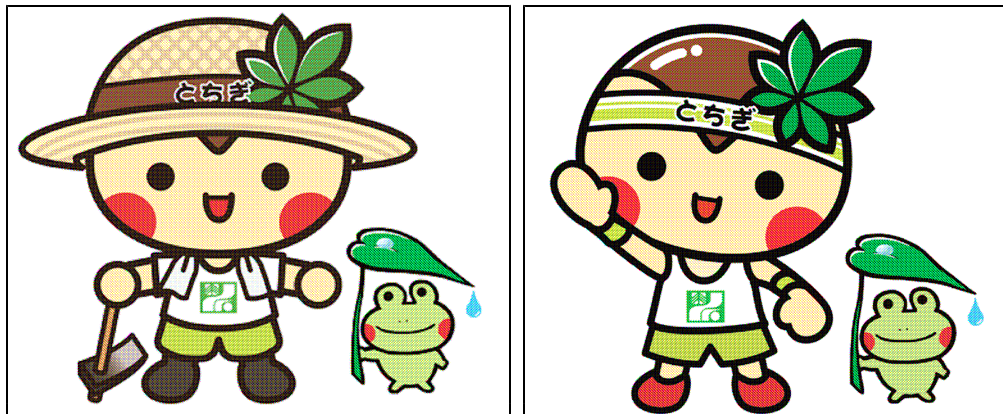
○ 実践宣言



○ 応援宣言



【第6（2）関係】 エコ農業とちぎ推進キャラクターデザイン



【第3関係】別表1（エコ農業とちぎ実践宣言に係る個別活動リスト）

1 地球温暖化防止

活動番号	個別活動	活動番号	個別活動
1-1	ヒートポンプの使用	1-11	LFD照明の使用
1-2	温泉熱や温泉排熱のエネルギー利用	1-12	過熱水蒸気式暖房機
1-3	太陽熱を利用した熱源の使用	1-13	ハウス内のエネルギー効率の向上
1-4	小規模水力発電による電力使用	1-14	省エネ農機の使用
1-5	太陽光発電設備の使用	1-15	一括作業体系
1-6	風力発電設備の使用	1-16	大豆の不耕起栽培
1-7	ミルクヒートポンプシステム	1-17	カバークロープ
1-8	バイオディーゼル燃料の使用	1-18	窒素施肥量の適正化・低減
1-9	籾殻を燃料とする乾燥機の使用	1-19	水稻での稲わらすき込み時期の転換
1-10	木質原料を燃料に使うボイラーの使用	1-20	稲わらの堆肥化後の施用
		1-21	その他（ ）

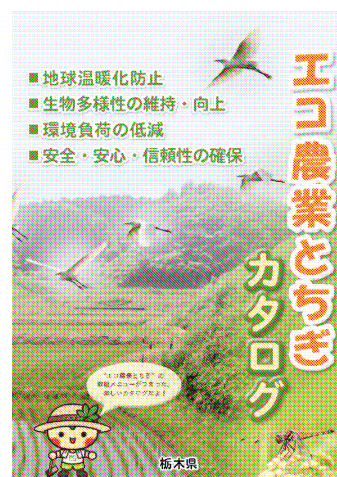
2 生物多様性の維持・向上

活動番号	個別活動	活動番号	個別活動
2-1	なつみずたんぼ	2-14	水路魚道の設置と維持
2-2	ふゆみずたんぼ	2-15	土水路の維持
2-3	水田の早期湛水	2-16	水路内の生息環境向上施設の設置と維持
2-4	冬期の田んぼ周りの湿り気の維持	2-17	側溝のふたかけ
2-5	緑のあぜづくり	2-18	水路の脱出装置の設置と維持
2-6	除草剤を使わない米づくり	2-19	境界木や生垣の維持（畑）
2-7	除草剤を使わない畑作	2-20	畦畔木の維持（田んぼ）
2-8	果樹園の草生栽培	2-21	屋敷林の維持
2-9	バンカープランツ	2-22	雑木林の維持
2-10	中干しの調整	2-23	池の設置と維持
2-11	水田内の生きものだまり	2-24	ため池の環境改善
2-12	水田内での魚類増殖	2-25	ピオトープの設置と維持
2-13	水田魚道の設置と維持		その他（ ）

3 環境負荷の低減

活動番号	個別活動
3-1	発生予察情報と病害虫発生状況の観察に基づく防除
3-2	減農薬・減化学肥料栽培
3-3	有機農業
3-4	地域資源による堆肥の使用
3-5	作物残さの飼料、敷料への利用
3-6	食品残さ飼料（エコフィード等）の利用
3-7	生分解プラスチックの使用
3-8	使用済みプラスチックのリサイクル
	その他（ ）

※詳しくは、エコ農業とちぎカタログに記載されています。



4 安全・安心・信頼性の確保

活動番号	個別活動
4-1	栃木県GAP規範に基づく適正な農業実践
4-2	放射性物質対策の徹底
	その他（ ）

【第3関係】別表2（エコ農業とちぎ応援宣言に係る応援参考リスト）

○ 購入による応援

応援番号	応援内容
1	“実践宣言者の農産物を積極的に購入します”
2	“エコ農業とちぎの取組が進むよう栃木の農産物を購入します”

○ 販売による応援

3	“実践宣言者の農産物を積極的に販売します”
4	“エコ農業とちぎの取組が進むよう栃木の農産物を販売します”

○ 使用・利用による応援

5	“実践宣言者の農産物を販売する店舗等を積極的に利用します”
6	“実践宣言者の農産物を食材として積極的に使用します”
7	“実践宣言者の農産物を社員食堂で積極的に使用します”
8	“実践宣言者の農産物を加工食品の原料として積極的に使用します”
9	“エコ農業とちぎの取組が進むよう栃木の農産物を使用します”

○ 参加・交流・学び等による応援

10	“田んぼの生き物調査に参加します”
11	“生き物がすむ田んぼや川などの環境を守る活動に参加します”
12	“耕作放棄地の再生に協力します”
13	“農業や環境の重要性を実感できる農業体験に参加します”
14	“子どもたちを農業体験に参加させます”
15	“農業体験の機会を提供します”
16	“とちぎ夢大地応援団に参加します”
17	“農業者と消費者の交流会に参加します”
18	“食品残さ飼料（エコフィード等）の取組に協力します”
19	“生き物観察会に参加し農業と生態系保全について学びます”
20	“研修会やセミナー等に参加し農業と環境問題について学びます”
21	“実践宣言者から自然環境を守る農業について学びます”

○ 情報の伝達・発信等による応援

22	“実践宣言者の農産物の購入や使用をみなさんに勧めます”
23	“エコ農業とちぎの考え方を説明し応援宣言するよう勧めます”
24	“エコ農業とちぎの取組をブログやフェイスブックでPRします”
25	“社内報や広報誌などでエコ農業とちぎをPRします。”
26	“地域の行事を活用しエコ農業とちぎのPR活動に努めます”
27	“エコ農業とちぎに関する産地情報を提供します”

○ その他

28	※エコ農業とちぎの考え方に賛同した上で、自由な発想のもとエコ農業とちぎの取組や実践農業者を「応援」して下さい。
----	---

別記様式 1 (エコ農業とちぎ実践宣言)

エコ農業とちぎ実践宣言 (変更・取消し) 申込書

新規
 追加・変更
 取消し

記入日： 年 月 日*

栃木県知事 福田富一様

地球温暖化や生物種の減少などの問題が顕在化する中、農業分野において環境に配慮した取組を一層推進する「エコ農業とちぎ」の考えに賛同し、エコ農業とちぎ実践宣言をしますので、申込書を提出します。

(フリガナ) 氏名または 組織・団体名 *	氏名または組織・団体名 _____ 構成員数 _____ 人 組織・団体の代表者職氏名： _____ 担当者名： _____
住所または主たる 事務所の所在地 及び電話番号 *	□ □ □ - □ □ □ □ 電話番号 - -
メールアドレス	@
県ホームページ への公開 *	<input type="checkbox"/> 氏名・組織名を公開しても良い ※住所、電話番号、メールアドレスは公開しません。 <input type="checkbox"/> 氏名・組織名を公開してほしくない ※どちらかにチェックを入れてください。
業種 *	<input type="checkbox"/> 農業者個人 <input type="checkbox"/> 農業者組織 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> その他 () ※該当するものにチェックを入れてください。
(宣言番号)	実践宣言第 _____ 号 ※宣言を追加、変更、取り消す場合のみ記載してください。

【実践宣言の個別活動】

- 1 実践する活動をエコ農業とちぎ実践宣言・応援宣言制度実施要領 別表 1 から選択し活動番号を記入してください。
- 2 別表 1 に掲載されていない活動を実践すると宣言される方は、必ず事前に事務局にお問い合わせください。
- 3 すでに「実践宣言」されている方で、内容を追加・変更される場合は、継続する個別活動と新しい個別活動を合わせて記載するようにしてください。

1 地球温暖化防止 *	その他 ()
2 生物多様性の 維持・向上 *	その他 ()
3 環境負荷の低減 *	その他 ()
4 安全・安心・ 信頼性の確保 *	<input type="checkbox"/> 4-1 <input type="checkbox"/> 4-2 ※「4-1」「4-2」は実践宣言の必須項目です。 宣言する際には、□へのチェックが必要です。 その他 ()

注) *印の箇所は、必ず記載もしくはチェックを入れてください。

【現在生産されている主な農産物をお答えください。】なお、この情報は、県ホームページに掲載させていただきます。

例：米、いちご、ねぎ

エコ農業とちぎ応援宣言申込書

記入日： 年 月 日*

栃木県知事 福田富一 様

地球温暖化や生物種の減少などの問題が顕在化する中、栃木の農と自然を守り育てるために「エコ農業とちぎ」の考えに賛同し、エコ農業とちぎ応援宣言をします。申込書を提出します。

(フリガナ) 氏名または 組織・団体名*	氏名または組織・団体名 _____ 構成員数 _____ 人 組織・団体の代表者職氏名： _____ 担当者名： _____
住所または主たる事務所の所在地及び電話番号*	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 電話番号 _____ - _____
メールアドレス	_____ @ _____
県ホームページへの公開*	<input type="checkbox"/> 氏名・団体名を公開しても良い ※住所、電話番号、メールアドレスは公開しません。 <input type="checkbox"/> 氏名・団体名を公開してほしくない ※どちらかにチェックを入れてください。
業種*	<input type="checkbox"/> 消費者個人 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input type="checkbox"/> 流通・販売業者 <input type="checkbox"/> 飲食業者 <input type="checkbox"/> 食品加工業者 <input type="checkbox"/> 学校教育関係 <input type="checkbox"/> 給食・社員食堂運営業者 <input type="checkbox"/> 企業・団体 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※該当するものにチェックを入れてください。

【応援宣言の内容】

- 1 宣言する応援内容を「エコ農業とちぎ実践宣言・応援宣言制度実施要領 別表2」から選び応援番号を記入してください。
- 2 「別表2」に記載のない内容でも、応援できる内容があれば、自由に記載してください。

【応援番号】*
【その他】 (_____)

注) *印の箇所は、必ず記載もしくはチェックを入れてください。

送り先 (事務局：県農政部経営技術課) FAX番号 028-623-2315

【第5関係】別紙1（エコ農業とちぎ実践宣言書）


“エコ農業とちぎ” 実践宣言書

地球温暖化や生物種の減少などの問題が顕在化する中、農業分野において環境に配慮した取組を一層推進する「エコ農業とちぎ」の趣旨に賛同し、下記の活動を積極的に実践することをここに宣言します。

年月日

氏名 _____
(市町名)

【宣言内容】



農-宣言第 _____ 号としてあなたのエコ農業とちぎ実践宣言を確認しました。

年月日

栃木県知事 福田富一 印

【第5関係】別紙2（エコ農業とちぎ応援宣言書）


“エコ農業とちぎ” 応援宣言書

地球温暖化や生物種の減少などの問題が顕在化する中、栃木の農と自然を守り育てるために、「エコ農業とちぎ」の趣旨に賛同し、以下の活動を積極的に取り組むことをここに宣言します。

年月日

氏名 _____
(市町名)

【宣言内容】



応-宣言第 _____ 号としてあなたのエコ農業とちぎ応援宣言を確認しました。

年月日

栃木県知事 福田富一 印

※ 別記1・2ともA4サイズ、カラー印刷とする。
※ 全体デザインで若干の修正を加えることもある。